

## 入 札 説 明 書

平成30年2月6日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

### 1 発注者

青森県知事

### 2 入札に付する事項

- (1) 品 名 消石灰
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 24,000袋
- (4) 納入期限 平成30年3月14日
- (5) 納入場所 別紙「防疫作業資材納入場所」のとおり

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（Q02化学薬品又はR03農業、園芸資材）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2（1）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手

続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。

## (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成30年2月9日 13時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎南棟3階)

ウ 提出部数 1部

## 4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 平成30年2月6日から同月21日まで

## 5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成30年2月8日 15時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

## 6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成30年2月22日 午後1時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎南棟3階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsho.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

（ア）入札年月日

（イ）あて名は、「青森県知事」とする。

（ウ）入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

（エ）入札金額

（オ）品名

（カ）数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（5）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（6）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。こ

の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 8 契約に関する事項

### (1) 契約書（案）

別紙のとおり

### (2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

## 9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎南棟3階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主査 五十嵐 浩一

電話 017-734-9078

## 防疫作業資材仕様書

仕様書最終確認



### 1 納入物品名及び数量

消石灰（ポリ袋）：24,000 袋

### 2 仕様

形状：粉状

成分及び分量：アルカリ分 65%以上

内容量（kg）：20

### 3 納入期限

平成30年3月14日（水）

### 4 納入場所

（1）住所及び電話番号：別紙のとおり

（2）その他：納入場所連絡先は別紙のとおりですが、問い合わせ等は県庁畜産課 穂元までお願いします。

また、納品に際しては、納品ルート及び農場との日程調整を行う必要があるため、納品日時について、穂元まで事前連絡をお願いします。

畜産課直通017-734-9495

### 5 特記事項

（1）納入先は家きん農場であることから、家畜防疫上の注意点があります。納入時にお知らせしますので、それに従ってください。

（2）納入先におけるフォークリフト等の運搬機材の保有状況を別紙に示しておりますので、ご確認ください。

## 防疫作業資材納入場所

番号	納入地域	納入場所	住所	電話番号	配付数(袋)	系列	フォークリフト
1	東青	青森市農業振興センター	青森市大字四戸橋字磯部243-319	017-754-3596	536	小規模	×
2	東青	(有)青森ファーム・フレッグ農産	蓬田村大字瀬辺地字山田1-164	0174-27-3131	416	養鶏協会	有り
3	東青	蓬田養鶏	蓬田村大字蓬田字宮本3-1	0174-27-2059	158	養鶏協会	有り
4	中南	(有)つがる	黒石市沖浦字権現平1-18	0172-52-4612	307	養鶏協会	有り
5	中南	中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室黒石分室	黒石市緑ヶ丘95	0172-52-4335	118	小規模	×
6	中南	木村養鶏	平川市小杉字川崎11	0172-44-2365	60	養鶏協会	×
7	中南	(農)トキワ養鶏	藤崎町常盤字富田3-4	0172-65-3355	434	養鶏協会	有り
8	三八	(株)十文字チキンカンパニー	岩手県九戸郡九戸村長 興寺第15地割66-199 (株) 十文字チキンカンパ ニー九戸炭化工場	0195-42-2148	839	十文字	有り
9	三八	(有)中月産業	八戸市金浜字荒屋敷久保18-1	0178-38-2185	616	養鶏協会	有り
10	三八	(株)あすなろファーム	八戸市金浜字中渡15	0178-25-1290	198	養鶏協会	有り
11	三八	(株)オリエンタルファーム	八戸市金浜字中渡8-1	0178-38-2311	608	養鶏協会	有り
12	三八	留目文広	八戸市櫛引竹原沢38	0178-23-2561	80	阿部繁孝	×
13	三八	八戸	八戸市大字櫛引字銚子口6-13	0178-20-8778	150	プライフーズ	×
14	三八	(有)山内ファーム	八戸市南郷区泉清水字泉清水31-1	0178-82-3650	150	阿部繁孝	×
15	三八	村上仁(大渡)	八戸市南郷区市野沢大渡9-16	0178-82-2305	102	阿部繁孝	×
16	三八	(有)宮崎養鶏	五戸町越掛沢34-122	0178-62-3956	149	養鶏協会	有り
17	三八	清野山農場	五戸町扇田寺沢32-112	0178-62-6535	95	阿部繁孝	×
18	三八	和田農場	五戸町扇田寺沢32-112	0178-62-6712	120	阿部繁孝	×
19	三八	浅水農場	五戸町大字浅水字堀切 2-31	0178-61-8836	425	阿部繁孝	×
20	三八	八戸農業協同組合 営農・経済本部	五戸町大字倉石中市字上ミ平19-1	0178-61-6333	659	小規模	×
21	三八	中館 泰成①	五戸町倉石石沢字駒袋35-2	0178-77-3222	528	プライフーズ	×
22	三八	農事組合法人三誠ファーム	五戸町倉石石沢字駒袋31-4	0178-77-2049	338	養鶏協会	有り
23	三八	(有)東北グローイング	五戸町倉石石沢字柴山23-54(柴山農場)	0178-77-2754	439	個別	×
24	三八	(有)老久保農場	三戸町貝守老久保39-1	0179-27-2716	95	阿部繁孝	×
25	三八	桜井政信	三戸町貝守老久保81	0179-27-2040	175	阿部繁孝	×
26	三八	坂下農場	三戸町貝守北太鼓森平7	0179-27-2236	100	阿部繁孝	×
27	三八	沢上農場	三戸町貝守杉沢上平4-5	0179-27-2154	100	阿部繁孝	×
28	三八	三戸泉第一農場・第二農場	三戸町貝守毒久保99-40	0179-27-2157	160	阿部繁孝	×
29	三八	松本鶏園	三戸町貝守字細久保75-29(三戸第1農場)	0179-27-2777	165	個別	×
30	三八	(有)外山農場	三戸町斗内新井田平136	0179-25-2335	295	阿部繁孝	×
31	三八	坂中農場	三戸町斗内坂中27	0179-25-2046	55	阿部繁孝	×
32	三八	斗内農場	三戸町斗内坂中27	0179-25-2047	165	阿部繁孝	×
33	三八	プライフーズ株式会社 田中ファーム	三戸町目時字森鉢38(目時第1農場)	090-4559-2075	298	個別	×
34	三八	瀬川農場	田子町田子下毛鳴滝77	0179-32-4416	155	阿部繁孝	×

## 防疫作業資材納入場所

番号	納入地域	納入場所	住所	電話番号	配付数(袋)	系列	フォローアップ
35	三八	川村博光 (大王)	田子町田子大王7	0179-32-4615	410	阿部繁孝	×
36	三八	水無農場	田子町田子水無46-1	0179-32-2256	110	阿部繁孝	×
37	三八	源新農場	田子町石亀大平19-1	0179-32-4626	125	阿部繁孝	×
38	三八	日向農場	田子町関石橋平29-1	0179-33-1136	395	阿部繁孝	×
39	三八	田子第一	田子町大字原字飯豊118-2	0179-23-0341	589	プライフーズ	×
40	三八	田島農場	田子町原遅毛内57-15	0179-32-3929	205	阿部繁孝	×
41	三八	尾形農場	田子町清水頭上ミ久保41	0179-32-2348	135	阿部繁孝	×
42	三八	堀川裕子	田子町夏坂138-3	0179-33-1327	65	阿部繁孝	×
43	三八	根渡農場	田子町相米内の沢36	0179-32-3396	180	阿部繁孝	×
44	三八	(有)山本プロイラー	田子町田子上野上ミ平25-3	0179-32-3297	55	阿部繁孝	×
45	三八	夏堀徹	南部町大字下名久井字横沢83-47	0178-76-2807	150	阿部繁孝	×
46	三八	沢口和洋 (第二)	南部町大字高瀬字千草13-2	0178-76-3114	100	阿部繁孝	×
47	三八	(有)南部農場	南部町相内鴨ノ首17-4	0178-75-1268	197	阿部繁孝	×
48	三八	剣吉農場	南部町大字相内字鴨ノ首41-2	0178-75-1428	150	阿部繁孝	×
49	三八	沼畑俊一	南部町相内下川原12-1	0179-34-2510	90	阿部繁孝	×
50	三八	(株)オリエンタルファーム	階上町角柄折字平11番地1	0178-39-3911	171	養鶏協会	有り
51	三八	(有)ノースランド	階上町金山沢字鳥屋長根31	0178-88-3613	188	養鶏協会	有り
52	三八	(株)青森ポーター	階上町道仏字藤沢11-7	0178-88-2980	314	養鶏協会	有り
53	西北	西北地域県民局地域農林水産部 鯉ヶ沢庁舎	鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37	0173-72-6611	334	小規模	×
54	上北	十和田家畜保健衛生所	十和田市西十二番町19-23	0176-23-6235	209	小規模	×
55	上北	(有)ふなばやし農産ポーター農場	十和田市大字切田字横道184-1	0176-22-1310	172	養鶏協会	×
56	上北	トキワ農場育成センター	十和田市大字米田字雨沼5-1	0176-28-2810	223	養鶏協会	有り
57	上北	(有)東北ファーム	三沢市大字三沢字庭構54-44	0176-59-2266	827	養鶏協会	有り
58	上北	松館 吉美	三沢市大字三沢字庭構1172	0176-59-2152	91	プライフーズ	×
59	上北	宮古 時雄	三沢市大字三沢字庭構1177-1	0176-59-2051	91	プライフーズ	×
60	上北	福田 福美	三沢市大字三沢字庭構1177-1	0176-59-3330	91	プライフーズ	×
61	上北	福田 廣	三沢市大字三沢字庭構145-1	0176-59-2710	121	プライフーズ	×
62	上北	東北アンナファーム	三沢市大字三沢字庭構1653-4	0176-59-3722	72	プライフーズ	×
63	上北	似鳥 松三	三沢市大字三沢字庭構2665-22	0176-59-2127	91	プライフーズ	×
64	上北	浪岡 幸雄	三沢市大字三沢字庭構3307	0176-59-2082	88	プライフーズ	×
65	上北	坂本 博隆	三沢市大字三沢字庭構361	0176-59-2280	92	プライフーズ	×
66	上北	福田 五郎	三沢市大字三沢字庭構442-2	0176-59-2155	92	プライフーズ	×
67	上北	一戸 力蔵	三沢市大字三沢字庭構6874-1-2-3	0176-59-2090	93	プライフーズ	×
68	上北	新山 留蔵	三沢市大字三沢字庭構6762	0176-59-2038	96	プライフーズ	×
69	上北	若本 賢二	三沢市大字三沢字戸崎101-1431	0176-59-2901	90	プライフーズ	×
70	上北	関 誠	三沢市大字三沢字戸崎101-35	0176-59-3112	170	プライフーズ	×

## 防疫作業資材納入場所

番号	納入地域	納入場所	住 所	電話番号	配付数(袋)	系列	フォークリフト
71	上北	葛巻 広行	三沢市大字三沢字戸崎101-51	0176-59-2037	90	ブライフーズ	×
72	上北	東 秀光	三沢市大字三沢字戸崎101-814	0176-50-8638	128	ブライフーズ	×
73	上北	東北養鶏(株)	三沢市大字三沢字淋代平1-1	0176-59-2411	350	養鶏協会	有り
74	上北	小沢 福男	三沢市大字三沢早稲田419	0176-59-2109	188	ブライフーズ	×
75	上北	小笠原 岩男	六戸町大字犬落瀬字四木77-79	0176-55-4183	91	ブライフーズ	×
76	上北	鶴飼 繁男	おいらせ町鶉久保山117	0176-51-6037	235	ブライフーズ	×
77	上北	下田モニター	おいらせ町鶉久保山117-14	0178-56-3058	168	ブライフーズ	×
78	上北	カワケンポーター	おいらせ町字鶉久保山117-27	0176-57-4782	203	養鶏協会	有り
79	上北	三浦 尊	おいらせ町向山東3丁目2-119	0178-20-8420	194	ブライフーズ	×
80	上北	(有)トキワ農場	東北町大字大平99	0175-64-3178	258	養鶏協会	有り
81	上北	日本ホワイトファーム横浜農場	横浜町字林尻117番地28	0175-78-6069	3,463	ホワイトファーム	有り
82	上北	日本ホワイトファーム横浜農場	横浜町雲雀平1-6	0175-78-2474	500	ホワイトファーム	有り
83	下北	日本ホワイトファーム川内農場	むつ市川内町字田野沢393-1	0175-42-2993	1,213	ホワイトファーム	有り
84	下北	農事組合法人 斗南養鶏	むつ市奥内今泉134番地	0175-26-2251	959	養鶏協会	有り
					24,000		



# 物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目 1 番 1 号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第 1 条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- （1）名 称 消石灰
- （2）形式・規格 仕様書のとおり
- （3）数 量 24,000袋
- （4）金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第 2 条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第 2 条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第 3 条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 平成 30 年 3 月 14 日

（2）納入場所 別紙「防疫作業資材納入場所」のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第 1 項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第 4 条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができな  
いと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金  
は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の  
100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合  
において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数がある  
ときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金  
又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)  
若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額  
を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事  
項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者  
とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、  
各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

## 別記

### 暴力団排除に係る特記事項

#### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

#### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

#### (不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

**【契約保証金等に係る削除条項例】**

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）  
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）  
第2条(B)、第10条(B)